

地域医療支援病院の名称使用承認の取扱い

～承認済医療機関の移転に伴う名称使用承認の取扱いについて～

横須賀市

内容・目次

【内容】

横須賀市立うわまち病院が令和7年3月1日に移転することに伴い、移転後の横須賀市立総合医療センターも地域医療支援病院と称するための承認手続きについて、ご協議をお願いします。

【目次】

- 1) 制度の概要
- 2) 県内の地域医療支援病院
- 3) 【現】横須賀市立うわまち病院の要件適合状況
- 4) 地域医療支援病院の移転における取扱い
- 5) 関係会議における協議結果
- 6) 協議事項
- ※) 今後のスケジュール

1) 制度の概要①

【趣旨】

地域医療支援病院は、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、平成9年の医療法改正で創設されたもので、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医等を支援する能力、構造設備等を備え、地域医療の充実を図る役割を担う病院として知事等が承認するもの。

【主な機能】

- 地域医療機関からの紹介患者に対する医療提供
(かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む)
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

1) 制度の概要②

【主な承認要件】

(1)開設者	原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
(2)紹介率	紹介患者中心の医療を提供していること。 具体的には、次のいずれかの場合に該当すること。 ① 紹介率が80%以上であること。 ② 紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること。 ③ 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること。
(3)共同利用	建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること。
(4)救急医療	救急医療を提供する能力を有すること。
(5)研修	地域医療従事者に対する研修を行っていること。
(6)病床数、構造設備	原則として200床以上の病床及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること。等

2) 県内の地域医療支援病院①

医療圏	病院名(令和6年8月30日現在 43箇所)	承認年月日
横浜	済生会横浜市南部病院	H15.9.29
//	けいゆう病院	H16.11.8
//	横浜市立市民病院	H18.9.22
//	横浜労災病院	H19.9.26
//	国立病院機構横浜医療センター	H19.9.26
//	横浜市立大学附属市民総合医療センター	H19.9.26
//	済生会横浜市東部病院	H20.9.24
//	横浜市立みなと赤十字病院	H21.2.23
//	横浜栄共済病院	H21.10.19
//	県立こども医療センター	H22.4.1
//	県立循環器呼吸器病センター	H22.4.1
//	菊名記念病院	H22.10.26
//	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	H22.10.26
//	昭和大学横浜市北部病院	H23.10.3
//	横浜南共済病院	H24.10.10

2) 県内の地域医療支援病院②

医療圏	病院名(令和6年8月30日現在 43箇所)	承認年月日
横浜	昭和大学藤が丘病院	H27.11.6
〃	独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜保土ヶ谷中央病院	R2.4.13
〃	社会福祉法人親善福祉協会 国際親善総合病院	R2.11.12
〃	独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院	R3.12.1
川崎北部	川崎市立多摩病院	H23.2.16
〃	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院	H30.3.16
川崎南部	関東労災病院	H18.9.27
〃	川崎幸病院	H25.4.1
〃	川崎市立川崎病院	H28.3.1
〃	川崎市立井田病院	R6.3.29
相模原	相模原協同病院	H15.10.24
〃	国立病院機構相模原病院	H23.9.30
横須賀・三浦	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	H16.3.31
〃	横須賀市立市民病院	H18.9.21
〃	横須賀市立うわまち病院	H21.10.28

2) 県内の地域医療支援病院③

医療圏	病院名(令和6年8月30日現在 43箇所)	承認年月日
横須賀・三浦	医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院	R2.3.27
湘南東部	藤沢市民病院	H12.4.21
〃	茅ヶ崎市立病院	H24.3.8
湘南西部	平塚共済病院	H15.10.6
〃	国立病院機構神奈川病院	H21.10.21
〃	平塚市民病院	H24.9.19
〃	神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院	R1.11.20
県央	海老名総合病院	H20.2.27
〃	東名厚木病院	H23.2.15
〃	厚木市立病院	H28.11.7
〃	大和市立病院	R1.11.29
県西	小田原市立病院	H21.10.21
〃	県立足柄上病院	R3.3.26

3)【現】横須賀市立うわまち病院の要件適合状況①

【移転後】

医療機関名(移転後)	横須賀市立総合医療センター(名称変更)
開設場所	横須賀市神明町1-8
診療科目(34標榜科)	内科/循環器内科/消化器内科/呼吸器内科/脳神経内科/腎臓内科/精神科/小児科/外科/整形外科/形成外科/脳神経外科/消化器外科/呼吸器外科/心臓血管外科/乳腺外科/小児外科/皮膚科/泌尿器科/産科/婦人科/耳鼻咽喉科/眼科/放射線科/リハビリテーション科/救急科/病理診断科/麻酔科/血液内科/糖尿病・内分泌・代謝内科/リウマチ科/アレルギー科/歯科/歯科口腔外科
病床数	450床(+33床)※感染症病床6床含む
医療スタッフ数	918人(予定)

(赤字は新たに追加、変更となる部分)

【移転前】

医療機関名(移転前)	横須賀市立うわまち病院
開設場所	横須賀市上町2-36
地域医療支援病院承認年月日	平成21年10月28日

3)【現】横須賀市立うわまち病院の要件適合状況②

【適合状況の詳細】

項目	状況			適否
(1)開設者	横須賀市長			○
(2)紹介率	紹介率	①50%以上/②65%以上/③80%以上	③	○
	逆紹介率	①70%以上/②40%以上/	①	
(3)共同利用	利用対象	連携医療機関登録医及び横須賀・三浦圏域に勤務する医師、 歯科医師、看護師、薬剤師等の医療従事者		○
	対象施設	図書室、講義室(講習室)、研究室、会議室		
	利用可能設備	コンピューター断層撮影装置(CT)、磁気共鳴画像装置(MRI)、 超音波検査に係る装置、脳波計、骨密度測定装置(DEXA)、 乳房X線撮影装置(マンモグラフィー)、ガンマカメラ、内視鏡		
	常時共同利用 可能な病床数	4床		
	R5実績	共同利用医療機関数: のべ2,049件		

3)【現】横須賀市立うわまち病院の要件適合状況③

【適合状況の詳細】

項目	状況		適否
(4)救急医療	救急告示	令和5年8月22日～令和8年8月21日まで認定済	○
	重症救急患者受入対応 医療従事者	常勤医師7名 常勤看護師38名	
	重症救急患者のための、 優先的に使用できる病床 専用病床	32床	
		32床	
	感染症病床	0床(【新】6床)	
	救急用又は患者輸送用 自動車	2台	
	検査・診療施設	救急部門、検体検査室、採血尿検査室、細菌検査室等	
R5実績	救急用又は患者輸送用自動車による患者数7,507人 上記以外の患者数5,163人(合計12,670人)		

3)【現】横須賀市立うわまち病院の要件適合状況④

【適合状況の詳細】

項目	状況		適否
(5) 研修	設備	講義室(講習室)、大会議室、中会議室 (主な設備:オーディオ・ビジュアル関連機器、スクリーン、PC回線)	○
	内容	CPC研修、チェストカンファレンス 等	
	R5実績	実施回数20回	
(6) 病床数、 構造設備	病床数	417床 (【新】一般病床27床、感染症病床6床増となり450床)	○
	構造設備	救命救急センター(HCU24床)、特定集中治療室(ICU8床) 新生児特定集中治療室(NICU6床)、新生児治療回復室(GCU7床) 解剖室、透析室、内視鏡室、医薬品情報管理室、化学療法室 等 【新】救命救急センター(HCU24床、ICU12床、SCU6床) 【新】周産期母子医療センター(NICU6床、GCU6床)	

4) 地域医療支援病院の移転における取扱い①

承認済医療機関の移転は、実質的には医療提供が継続であっても、医療法上、別病院としての取扱いとなることから、地域医療支援病院としては承認手続きが必要となる。

一方、病院の申請時期によっては、医療審議会での意見聴取(医療法第4条第2項の規定)のタイミングの関係で、承認に空白期間が生じることになる。

■今回の事例<横須賀市立うわまち病院>

令和7年3月移転、診療開始予定

(令和7年3月1日に開設←令和7年2月に使用前検査←開設許可)

基本的な取扱いの場合、開設後に医療審議会で審議するため、本件の場合、令和7年10月の医療審議会で審議すると、11月頃の承認となり、8か月の空白期間が生じることとなる。

4) 地域医療支援病院の移転における取扱い②

同一二次保健医療圏内での移転である場合、地域医療の確保の観点からも、切れ目なく承認可能な手続きとすることが望ましい。



令和元年度には、開設許可後の形式審査で承認要件を満たすことの確認を行い、開設予定日直前の医療審議会での審議を経て、開設日をもって知事等が承認することを可能とした。

※ 要件の確認方法

- ①承認要件の体制は、移転前病院の体制が引き継がれれば充足とし、構造設備は、開設許可段階の図面により確認する。
- ②移転後の医療機能の水準に大幅な変更がないことは、①により併せて審査する。
- ③地域の医療機関の支援に支障がないことを確認する。

5) 関係会議における協議結果

● 令和6年度第1回三浦半島保健医療福祉推進会議

(令和6年8月28日 19:00～)

本会議において、移転後の「横須賀市立総合医療センター」が地域医療支援病院の名称使用承認の取扱いについて、了承された。

● 令和6年度第2回県保健医療計画推進会議

(令和6年9月30日 19:00～)

本会議において、移転後の「横須賀市立総合医療センター」が地域医療支援病院の名称使用承認の取扱いについて、了承された。

6) 協議事項(1)

本日は、横須賀市立うわまち病院が令和7年3月1日に移転することに伴い、移転後の横須賀市立総合医療センターも、地域医療支援病院と称するため、移転時の承認の取扱い（開設許可後の形式審査で承認要件を満たすことの確認を行い、開設日をもって知事等が承認すること）について、ご協議をお願いいたします。

6) 協議事項(2)

<病院の移転建替えに伴う名称使用承認に関する今後の取扱い>

- 既に地域医療支援病院の名称使用承認を得ていても、病院の移転建替えは、医療法上、別病院として改めての許認可手続きが必要になる。
- 今回の審議に当たり、「横須賀市立うわまち病院」の事務手続きについて、事前調整の中で、「極めて形式的な内容であるため、医療審議会の意見聴取を簡素化してもよいのではないか」とのご意見をいただいた。
- ついては、今後、①同様の事例であり、形式審査で承認要件が整っている場合は、同様に進めることとし、②移転完了後の直近の医療審議会等にて報告することについて、併せて「方針」としてご了承いただきたいと考えるがいかがか。

(医療法 抜粋)

第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人 その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

(中略)

2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

(以下略)

※) 今後のスケジュール(予定)

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1回 三浦半島 地区保健 医療福祉 推進会議 ＜協議済＞	第2回 保健医療 計画推進 会議 ＜協議済＞	第1回 医療審議会 (本日) ＜協議＞					病院開設

地域医療支援病院の移転に伴う承認については、開設(承認)後の医療審議会で報告することとされており、直近の三浦半島地区保健医療福祉推進会議→保健医療計画推進会議→医療審議会の順で報告となるため、令和7年度以降の神奈川県医療審議会での報告となる予定。